

# 鎌倉市立手広中学校

## 防 災 計 画

( 1 )

第1章	総 則	-----	2～3
第1節	目 的	-----	2
第2節	防火管理者の権限及び計画の適用範囲	-----	2
第3節	防火管理委員会	-----	3
第2章	予防管理対策	-----	3～6
第1節	予防管理組織等	-----	3
第2節	火災予防措置	-----	5～6
第3章	自衛消防活動対策	-----	7～9
第1節	自衛消防活動組織	-----	7
第2節	自衛消防活動	-----	7～9
第4章	震災対策	-----	10～11
第1節	震災予防措置	-----	10
第2節	地震時の活動	-----	11
第5章	防災教育及び訓練	-----	11～13
第1節	防災教育等	-----	11
第2節	防災訓練	-----	12～13
第6章	その他の災害対策	-----	13
第1節	自然災害時の活動	-----	13

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目 的

(目的)

**第 1 条** この計画は、鎌倉市立手広中学校の防火・防災管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び震災等の災害による被害を極力少なくすることを目的とする。

### 第 2 節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

**第 2 条** この計画は、当学校に勤務する教職員及び登校する生徒、その他出入するすべての人に適用するものとする。

(防火管理者及び事務局)

**第 3 条** 防火管理者は校長が選任した者とし、事務局を管理担当係におき、この計画のすべての事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び事務局)

#### 第 4 条

- 1 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。
  - (1) 消防計画の検討及び変更
  - (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進
  - (3) 消防用設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
  - (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導
  - (5) 増改築、修繕、模様替え等の工事における火災予防上の指導
  - (6) 生徒、教職員に対する防火教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
  - (7) 校長に対する防火管理に関する助言及び報告
  - (8) 市教育委員会との防火、防災対策に関する事務の推進
  - (9) その他防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の業務について鎌倉市消防署への報告、届出等を行うものとする。
  - (1) 消防計画の提出
  - (2) 建物及び諸施設の設置又は変更に伴う諸手続
  - (3) 増改築、修繕、模様替え等を行う時の事前連絡
  - (4) 消防用設備等の点検結果の報告
  - (5) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
  - (6) その他法令に基づく諸手続

## 第3節 防火管理委員会

(防火管理委員会)

### 第5条

- 1 防火管理業務の適正な運営を図るため、学校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。
- 2 委員は防火管理者をはじめ、各学年担当者及び各部門の責任者をもって別表1の通り指定するものとする。
- 3 委員会の開催は定例会及び臨時会とし、定例会は毎月1回、臨時会は委員長が必要と認めたとときに開催する。

(審議事項)

**第6条** 防火管理委員会は、次の基本的事項について審議する。

- (1) 消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 生徒の人命安全に関すること。
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関すること。
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること。
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関すること。
- (6) 震災対策に関すること。
- (7) 防災教育とその実施方法に関すること。
- (8) その他、防火管理に関すること。

## 第2章 予防管理対策

### 第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

### 第7条

- 1 予防管理組織は、火災予防ならび震災対策のための組織と、自主点検・検査を実施するための組織とする。
- 2 火災予防ならび震災対策のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止と安全避難を図るため、防火管理者のもとに、各階、各棟及び特別校舎（体育館等）ごとに防火担当、責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし、別表2のとおり定める。
- 3 消防用設備等及び建物、火気使用設備等について適正な機能を維持するため、定期的に点検検査を実施するものとする。

(防火担当責任者の業務)

**第8条** 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当地域内の火元責任者に対する業務の協力及び助言
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

**第9条** 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内（各教室）の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用停止及び安全措置
- (4) 防火担当責任者の補佐

(自主検査班の業務)

**第10条** 自主検査班は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し、別に定める検査表により実施する。

- (1) 理科室、実験室等の火気使用器具及び危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵取扱い及び、その管理の適否、また、実験用各種材料等の保管の適否
- (2) 冬期の暖房用ストーブの取扱い、使用後の確認
- (3) 所定の場所における、火気管理の適否
- (4) 体育館の舞台等の照明装置の異常の有無
- (5) 防火壁に接する可燃物（燃焼媒介物）の有無
- (6) 廊下、階段等の避難上障害となる物品等の有無

**第11条** 自主点検班及び点検資格者（消防設備士）は消防用設備等の機能を維持管理するため、別に定める点検表により点検、整備を実施するものとする。

(自主点検検査の時期)

**第12条** 前条による自主点検検査は、次の時期に行うものとする。なお、平素における外観的な点検については各火元責任者が随時行うものとする。

(1) 自主検査

検査対象	検査月日
建築物	毎月1日（1日が休日、祝日の場合はその翌日（翌々日））
火気使用設備器具	ストーブ ～ 使用前、使用後は毎日 その他 ～ 毎日
危険物設備等	毎月1日（1日が休日、祝日の場合はその翌日（翌々日））
電気設備	関東電気保安協会に委託（毎月）

(2) 点検

消防用設備等	自主・外観点検	設備点検会社
消火器	各学期1回	( 有鎌倉いわて設備 )
自動火災報知設備	各学期1回	( 有鎌倉いわて設備 )
非常警報設備	各学期1回	( 有鎌倉いわて設備 )

(点検検査の記録及び報告)

**第13条**

- 1 防火管理者は、点検資格者及び自主点検検査班長からの結果をまとめ、学校長に報告するとともに「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。
- 2 学校長は、消防用設備等の点検結果について「消防用設備等点検報告書」に各種点検票を添付して3年に1回鎌倉市消防長に報告するものとする。

(不備欠陥事項の整備)

**第14条**

防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し学校長に報告するとともに必要な指示を得てその促進を図るものとする。

## 第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限)

**第15条**

防火管理者は、火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全体に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立入りを禁止するものとする。

(火災予防上の遵守事項)

**第16条**

- 1 火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 火気使用器具は、指定された場所以外で使用しないこと。
  - (2) 火気使用器具は、使用前必ず点検し安全を確かめて使用すること。  
また使用後は必ず安全措置を講ずるものとする。
  - (3) 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物等を置かないこと。特に冬期に各教室においてストーブを使用する場合は、生徒に対し「ストーブの使用規定」を遵守させる。
  - (4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水又は消火器を用意する。

2 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ連絡し承認を得なければならない。

- (1) 教室等の一部を変更して使用すること。
- (2) 教室等において火気使用設備器具の増設や移動を行うとき。
- (3) カーテン・ブラインド及び暗幕の設置又は交換するとき。
- (4) 錠の管理方法や施錠位置を変更するとき。

**第17条** 学校施設を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、防火管理者から火災予防及び避難管理上の指導を受け、防火管理及び自衛消防の責任を負うものとする。
- (2) 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品を置かないこと。
- (3) 廊下及び階段は、避難時につまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。
- (4) 避難口に設ける戸は、容易に開放できるものとし、開放した場合は、廊下・階段等の幅員を有効に保持できるようにしておくこと。
- (5) その他火災予防及び人命安全上必要な事項

## 第 3 章 自衛消防活動対策

### 第 1 節 自衛消防活動組織

(自衛消防隊の設置)

**第 18 条** 自衛消防組織は、学校長を自衛消防隊長（以下「隊長」という。）に防火管理者を副隊長とし、別表 3 のとおりとする。

(隊長等の権限及び任務)

**第 19 条**

- 1 隊長は自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。
  - (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
  - (2) 各種災害を判断し自衛消防活動上必要な指揮、命令
  - (3) 消防隊との密接な関係
- 2 副隊長は、隊長を補佐し不在の場合はその任務を代行する。

### 第 2 節 自衛消防活動

(自衛消防隊本部の設置及びその活動)

**第 20 条**

- 1 自衛消防隊本部は、校庭の安全かつ生徒全体を把握できる校庭南側に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は隊長、副隊長、指揮係とする。
- 2 自衛消防隊本部には、防火対象物維持台帳及び在校者名簿等関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する

(通報、連絡)

**第 21 条**

- 1 火災を発見した者は、職員室への連絡の手立てをとるとともに初期消火、生徒の安全確保に努める。
- 2 火災発生の連絡を受けたものは、直ちに消防機関「119」に通報するとともに、放送設備等を活用し、校内へ緊急連絡を行う。

**緊急放送例は 別表 3 に記載**

(消火活動)

**第 22 条**

- 1 初期消火係は火災発生の覚知と同時に発生場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を利用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。
- 2 消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防本部との連絡にあたること。

(避難誘導)

**第 23 条** 避難誘導は次により行うこと。

- (1) 授業中校内出火の場合

- ア. 授業担当者はただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。
- イ. 避難及び避難経路は、原則として次による。
  - ①校舎内より火災が発生した場合は、出火場所にかかわらず全生徒を校庭に避難させる。
  - ②火災発生階より上層階の学級は、非常階段又は火災発生場所の反対側から避難させる。
  - ③火災発生階より下層階の学級は、屋内階段から避難する。この場合上層階段からの避難を優先させる。
- ウ. ハンカチ等を口にあてるよう指示し、煙を吸わせないようにする。
- エ. 出席簿を持ち、廊下に整列させたのち、校舎外への避難誘導を行う。
- オ. 校舎外では、はや足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防隊本部に報告する。
- カ. 廊下、階段では「おさない」「かけない」「しゃべらない」を励行させる。

## (2) 休憩中校内出火の場合

- ア. 学級担任は、自教室に直行し、混乱を防止するとともに、出席簿を持ち定められた避難経路より避難誘導を行う。
- イ. 学年の当番には、校内の生徒が残留する恐れのある便所、体育館等に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。
- ウ. 校庭での人員点呼は、授業中の活動に準じて行う。

## (3) 授業中隣接建物より出火した場合

- ア. 学級担任は、火災を覚知した場合、窓を閉めカーテンを開けて、隊長の命令により校庭へ避難誘導する。
- イ. 校庭の集合位置で人員点呼を行い、自衛消防本部に報告する。

## (防護安全措置)

**第24条** 防護安全係員は、建物、火気使用設備器具及び高圧ガス等について次の安全措置を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火シャッターの閉鎖
- (2) 理科室等のガス栓の閉鎖及び高圧ガスボンベ、危険物等の安全な場所への移動
- (3) 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置
- (4) その他防護安全上必要な措置

## (残留生徒の救出活動)

**第25条** 救出係員は、発生と同時に次の活動を行うものとする。



- (1) 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者がいた場合は、屋内階段等が使用可能なときは階段を利用し、また使用不可能な場合は、非常階段を使用し救出する。

(応急救護活動)

**第 26 条** 応急救護係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊本部と併設して救護所を設定する。
- (2) 負傷者の応急処置を行うとともに学年、氏名、負傷程度等の必要事項を記録し、自衛消防隊本部に報告する。
- (3) 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

(装備)

**第 27 条** 自衛消防隊の装備並びに管理と保管場所は次によるものとする。

(1) 装備

装備機材	個数
消火器	18
携帯用拡声器	2

- (2) 携帯用拡声器の保管場所は職員室とする。
- (3) 装備機材の維持管理は事務局で行い、常時使用できるよう点検整備しておくものとする。

## 第4章 震災対策

### 第1節 震災対策措置

(震災予防措置)

#### 第28条

- 1 各自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため、第2章各節の点検検査と合わせて建物及び諸施設等の点検を月1回行うものとする。
- 2 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。
  - (1) 建物及び建物に付随する工作物の倒壊、落下危険の有無
  - (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無
  - (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
  - (4) 窓ガラスのひび割れ及びすのこの危険箇所の有無
  - (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否  
(例えば、強酸類は砂箱に、その他の引火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れてあるか。)
  - (6) 理科室の化学消火器の適否

(地震後の安全措置)

#### 第29条

- 1 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。
- 2 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。
- 3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

第30条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

品名	対応策	保管場所
医薬品担架	保健室内の医薬品のほか必要な医薬品を確保しておく。	保健室
毛布	非常用として3枚確保しておく。	保健室
防災用具	2か所（2階会議室 3階難聴学級）に設置場所を設ける	会議室 支援教室
校旗		事務室
携帯用拡声器 メガホン警笛	自衛消防隊用の装備機材を活用する	職員室

(避難場所の指定)

**第 31 条** 避難場所及び避難経路は、次のとおり指定しておくものとする。

避難場所  校庭奥  
地震時は校庭中央

\* 大津波警報が発令された場合は校舎 3 階教室 (別表避難経路図)

## 第 2 節 地震時の活動

(地震時の活動)

**第 32 条** 地震時の活動は、別表によるものとする。

(避難行動)

**第 33 条** 避難行動は別表により行うものとする。

## 第 5 章 防災教育及び訓練

### 第 1 節 防災教育等

(防災教育の実施)

#### 第 34 条

- 1 防火管理者は、教師に対する防災教育を次の基本事項に基づき年度計画を作成するものとする。
  - (1) 消防計画に定める遵守事項について
  - (2) 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
  - (3) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
  - (4) その他火災予防上必要な事項について
  
- 2 各学級担任は、生徒に対し次の基本事項について防災教育を実施するよう努めなければならない。

- (1) 火災及び地震等による災害の基本知識について
- (2) 地震の発生する要因について
- (3) 煙及びガス等の危険について
- (4) 油類による火災発生の危険について
- (5) 火災を予防するための基礎知識について
- (6) 避難方法及び避難訓練の重要性について
- (7) 学校周辺の地理的状況について
- (8) その他火災予防上必要な事項について

(防災意識の啓蒙)

**第 35 条** 防火管理者は、教師及び生徒の防災意識を高めるため次の事項を統轄する。

- (1) 防災に対するポスター、パンフレット等の作成
- (2) 各家庭と連携し、大災害時（地震時）が起きたときの事後対策を行う。（緊急災害時引き渡し確認表の作成及び管理）

## 第 2 節 防災訓練

(防災訓練の実施)

**第 36 条** 防火管理者は、前第 34 条の防災教育に関する年度計画と合わせて教師及びその他の職員に対する各種訓練計画及び生徒の避難訓練等の実施時期、方法について具体的に作成するものとする。

(避難訓練時の基本行動)

**第 37 条** 訓練時の生徒がとる基本行動は次のとおりとし、災害時には自然にその行動がとれるよう訓練及び日常のカリキュラムを通じ、習熟を図るものとする。

災害種別等	生徒の基本行動
授業中 校内火災	1. すべての行動をやめ、静かに放送を聞く。 2. 先生の指示を受けるまでは勝手な行動をしない。 3. ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。学用品は持たない。 4. 煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口にあてて煙を吸わないようにする。 5. 「おさない」「かけない」「しゃべらない」で行動し、特に階段では前の生徒を押ししたりしない。 6. 集合場所では整列し、座って指示があるまで待つ。
休憩中 校内火災	1. 教室、廊下、体育館等にいる場合。 ア、放送及び先生の指示をよく聞き、指示通り静かに行動する。 イ、廊下、トイレ等の生徒はその場で、先生の指示を待つ。 ウ、避難の途中で教室等に引き返させない。 2. 校庭等にいる場合 ア、放送及び先生の指示に従い、決められた集合位置に整列し座って先生の来るのを待つ。
授業中 地震発生	1. あわてて外に飛び出したりせず、机の下に身を入れ頭を防護する。 2. 先生の指示により、校庭へ避難する場合は火災時の避難に準じて行う。 3. 避難は落下物から身を守るため、ノート等を使用する。
休憩中 地震発生	1. 教室、廊下、体育館等にいた場合 ア、教室にいる場合は、直ちに机の下にもぐり、机の脚を持つ。 イ、廊下、体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、廊下等の中央に身をふせ、先生の指示により教室に戻る。 ウ、トイレ等にいる場合は、ドアを開き、その場で地震が終了するのを待ち、先生の指示により教室に戻る。 2. 校庭等にいた場合 ア、校舎や塀から離れ、身を守ってふせる。 イ、地震がおさまる次第、先生の指示に従い行動する。

登下校時 地震発生	1. 登校可能な場合 ア. 登校後、避難指示により避難場所へ移動し、担任へ出席報告をする。 2. 登校不可能な場合 ア. 家族と落ち合う場所へ移動する。
--------------	---

(消防機関への指導要請及び報告)

**第 38 条** 防火管理者は、避難訓練、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に「自衛消防訓練通知書」により鎌倉市消防長に通知するとともに必要と認める場合は指導の要請を行うものとする。

(訓練結果の検討)

**第 39 条** 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ防火管理委員会で検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

## 第 6 章            その他の災害対策

### 第 1 節            自然災害時の活動

(水災時の措置)

**第 40 条** 防火管理者は、台風、集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 自主点検班をして、校内の異常の有無を点検させ補強等の安全措置を行う。
- (2) 通報連絡係員をして、市及び防災機関等から必要な情報の収集を行うとともに周囲の被害状況を確認する。

(緊急下校)

**第 41 条** 緊急下校は、別に定めるところにより行う。

付則

この計画は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。